

都市計画道路の見直し基本方針の概要

1. 見直しの背景及び見直しの必要性

都市計画道路は、都市活動を支える最も身近な公共空間であり、多様な機能を有する根幹的施設として、都市の将来像を踏まえ都市全体のネットワークの将来の姿として定められ、その時々
の社会のニーズに応じ見直しが行われながら、その実現に向けて鋭意整備が続けられています。

しかしながら、山口県の都市計画道路の約5割については整備が行われておらず、計画決定から30年以上を経過した路線も多く存在しています。

また、社会経済情勢が大きく変化する中で、その必要性に変化が生じているものもあります。

一方、都市計画道路の区域内には建築制限が課せられており、公共投資の抑制により、都市計画道路は整備期間が長期化する傾向にあります。

このため、・建築制限も長期にわたりかけ続けられる。

・この制限が民間開発への障害となる。

・都市計画についての信頼性を低下させる。

などの多くの課題があります。

2. 都市計画道路の現状と課題

[山口県の都市計画道路について]

○都市計画道路の約49%が未整備の状態です。また、そのうちの大部分は幹線街路です。

[未着手幹線街路について]

○計画決定から長期間を経たものが多く、計画決定時の位置付けや必要性に変化を生じているものがあります。

○2車線のものが多く、主要な幹線街路は少ない。

○幅員16m未満のものが約4割以上を占めており、現道路構造令に適合しないものもあります。

○未着手の理由としては、財政面の理由が多く、整備までに長期間を要することとなり、建築制限が長期にわたることが予想されます。

3. 都市計画道路の見直しの基本的な考え方

- ① 見直しは、「山口県都市計画基本方針」における都市計画の見直しの考え方に沿って行います。
- ② 見直しに当たっては、住民への情報提供に配慮し、住民の理解と合意形成に努めます。
- ③ 見直しは、市町と山口県の連携により進めることとします。

4. 都市計画道路の見直しの検討方法（裏面参照）

1 検討対象路線の抽出	・ 未着手の幹線街路、計画決定から30年経過、課題を有するもの等
2 路線の必要性の検証・評価	・ 道路の機能、連続性・配置バランス、機能代替路線の有無により評価
3 見直しの方向性の検討	・ 必要性の評価結果により、「廃止検討路線」、「存続検討路線」に整理
4 見直し方針の策定	・ 課題の整理を行ったうえで、「廃止」、「存続」、「変更」等の方針決定
5 整備方針の整理・策定	・ 各路線の整備方針の策定、建築規制の長期化への対応の検討

5. 見直しに当たっての留意点

- ① 見直しに当たってはその必要性や見直しに至った経緯等を住民に対し十分説明し理解を得ることが必要。
- ② 見直しは、都市計画基礎調査等の調査結果を踏まえ、適時適切に行うことが必要。
- ③ 見直しにより沿線の土地利用や他の都市施設の計画へ影響が生じる場合は、これらの変更を併せて行うことが必要。

[都市計画道路の見直しフロー]

対象路線の抽出

【都市計画道路の課題の整理】

- 整備状況
- 決定年次
- 個別の課題

【対象路線（区間）の抽出】

- 都市計画道路のうち未着手の幹線街路のうち、以下のものを対象とする。
 - ・計画決定から30年以上経過したもの
 - ・都市計画道路の区域内に歴史的文化財、大規模建築物があるもの
 - ・地形的な要因等により道路構造上問題のあるもの
 - ・その路線が整備されることで周辺の土地利用に多大な影響を与えるもの
 - ・その他個別の課題を抱えているもの
- ※なお、整備済み路線（区間）についても、課題を有するものについては検討対象に加えるものとする。

必要性の検証・評価

【対象路線（区間）の必要性の検証】・・・整理票の作成

- 整理項目
[路線概要]、[上位計画での位置付け]、[周辺の土地利用の状況]、
[当初の都市計画決定の趣旨]、[見直しの理由、整備の課題]、
[路線の機能]、[連続性・配置バランス]、[代替路線の有無]

【必要性の評価】

- 道路の機能、連続性・配置バランス、同等の機能を有する既設路線の有無により評価

必要性なし

必要性あり

廃止検討路線

存続検討路線

【廃止理由の整理】

【課題解消に向けた検討】

- 道路の機能の確保
- 周辺へ与える影響への対応
- 個別課題への対応

【機能代替の検討】

【道路網としての検証】

- 交通需要
- 防災ネットワーク
- 歩行系ネットワーク

廃止

存続・変更

見直し道路網

住民合意形成

都市計画決定の変更手続

見直し方針の策定